

事故報告について

介護保険事業者は、介護サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとなっております。

事故報告については、速やかに市町村（「被保険者の属する市町村」及び「事業所・施設が所在する市町村」）に報告してください。

また、同時に、京都府（管轄の保健所）にも報告をお願いします。

※ 事故報告の様式につきましては、各市町村の指示に従って下さい。

京都府への報告は、各市町村様式で提出されたもののコピーでかまいません。

なお、市町村で様式が定められていない場合には、別紙参考様式「事故報告書」を御活用ください。

【事業者が報告すべき事項】

- 1 事業所の概要、
- 2 利用者、
- 3 事故の概要、
- 4 利用者及び家族への対応等、
- 5 事故の原因及び今後の改善策について

【報告すべき事故の内容（種別）】

- 1 死亡（死因： ）、
- 2 骨折、
- 3 火傷、
- 4 創傷、
- 5 誤嚥、
- 6 異食、
- 7 薬の誤配、
- 8 財物の損壊・喪失、
- 9 従業員の法令違反、
- 10 交通事故、
- 12 その他（ ）

※ 事業者の過失の有無を問わず、サービスの提供時間中や送迎中に発生した事故を対象とします。